

町内企業を2つの制度で支援

① 企業立地補助金交付制度を開始 固定資産投資額の一部を助成します

町では、4月1日から企業立地補助金交付制度を開始します。これは、企業の立地を促し産業の振興と雇用の拡大を図るため新たに設けられたもので、企業が町内に工場などを新設、増設する場合に補助金を交付します。

同制度による補助を受けるためには、申請書類を提出し、工事を着手する30日前までに町の認定を受ける必要がありますので、希望する企業は事前にご相談ください。

- ◆**対象業種** 製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所
- ◆**設置場所** 工場適地、農工団地、都市計画工業系地域、県や町が造成した工業団地など

◆**補助金額** 固定資産投資額の10分の2以内（上限1億円）

◆**対象となる工場などの規模**

- ・新設…固定資産投資額が5,000万円以上で、製造業は新規常用雇用者数が10人以上（操業開始後5年以内に20人以上に増員する計画であること）、ソフトウェア業と自然科学研究所は同雇用者数が5人以上であること
- ・増設…固定資産投資額が1億円以上で、同雇用者数が10人以上であること（増設の補助制度は平成23年3月31日に終了します）

※固定資産投資額とは、土地、家屋や償却資産の取得に要する経費の総額です。

② 工場誘致条例を改正し基準を緩和 優遇措置がより受けやすくなりました

町では、4月から工場誘致条例を改正し、固定資産税減免の基準引き下げや利子補給の対象を拡大し、優遇措置を受けやすくなりました。

企業が町内に工場を新設または増設した場合、町では工場誘致条例に基づき、固定資産税の免除や減額、借入金の利子の補助を行っています。

改正の主な内容は、工場新設の投下固定資本の基準を3,000万円から2,000万円に引き下げたほか、利子補給では敷地の取得や造成のための借入金に限定されていたものを、建物や機械、装置などの購入資金も対象とし、基準を緩和しました。工場の新設や増設を考えている企業は、同制度の利用をご検討ください。

- ◆**対象となる工場の種類** 製造または加工
- ◆**対象となる工場の規模**
 - ・新設…投下固定資本2,000万円以上で、新規常用雇用者数5人以上であること

・増設…投下固定資本1,000万円以上で、新規常用雇用者数3人以上であること

※投下固定資本とは、工場を設置するため取得した固定資産で、課税対象になるもののうち事業に使用する土地、建物、機械、装置などが含まれます。

◆**固定資産の減免**

- ・対象…投下固定資本の固定資産税課税額
- ・内容…操業開始後3年間は全額免除、4年目は80%減額、5年目は50%減額（6年目以降は通常どおり課税されます）

◆**借入金の利子補給**

- ・対象…建物、機械、装置、工場敷地の取得や造成に要する借入金（上限2億円）
- ・内容…借り入れ利率（1.8%上限）の利子分を補助
- ・期間…3年間

◆申込先・問い合わせ 役場産業振興課商工観光担当(☎82-3111内線234)へどうぞ。

町長室から

異常気象による記録的な暖冬かと騒がれながら冬が去り、春の足音が聞こえてきそうにみえました。3月10日にはわが家の畑に芽を出したフキノトウのてんぷらでいち早く春を賞味しましたが、その後は冬將軍も意地を見せたいのか寒い日が続きました▼18日のカキまつりも晴天には恵まれたものの風が強く寒い一日となりましたが、前年を大きく上回るお客さまがみえられ大盛況でした。昼過ぎまで客足が途切れず、私もうれしくて会場を何回も巡回していたのですが、気の緩みか風邪をひいてしまいました。反省しきりです▼風評被害によりカキ生産に大打撃を受けたこのシーズンでしたが、山田のカキのおいしさをあらためて知っていただくこのイベントがますます大切なものになると思われれます。今回のPR活動を多くのマスコミに取り上げていただき、情報の持つ力も知らされました。

山田町長 沼崎喜一